

2012 年度一般研究助成研究（最終）報告書

裁判員経験者の視点を取り入れた刑罰の再考

研究代表者

市民の裁判員制度めざす会，愛知県弁護士会
市民の裁判員制度めざす会事務局長
岩崎 光記

共同研究者

市民の裁判員制度めざす会
下澤 悦夫
市民の裁判員制度めざす会
伊藤 秀行
市民の裁判員制度めざす会
名古屋大学
杉浦 一孝
弘前大学
飯 考行

市民の裁判員制度めざす会
朝日大学
大野 正博
弘前大学
平野 潔

目 次

1. はじめに
2. 第 1 回事例研究会（12. 11. 10 愛知一宮市アイホール大会議室）
 - 2.1 刑罰とは何かー目的と種類と将来
 - 2.2 裁判員経験者は語るーアンケート調査から
 - 2.3 刑罰に関する意見交換（パネルディスカッション）
3. 問題調査，文献調査
 - 3.1 犯罪被害者の会からの事情聴取
 - 3.2 文献調査 金川英雄著「日本の精神医療史」
 - 3.3 文献調査 中島隆信著「刑務所の経済学」
 - 3.4 文献調査 佐藤幹夫著「発達障害と刑事司法」
 - 3.5 文献調査（インタビュー）アンドレア・ベルトラ「堀の中のビール工場」
 - 3.6 文献調査 西田博著「新しい刑務所のかたちー未来を切り抜く P F I 刑務所の挑戦」
 - 3.7 文献調査 堀江貴文著「刑務所なう」
4. 第 2 回事例研究会（13. 4. 7 弘前大学）
 - 4.1 弘前大学の裁判員制度に関する教育と活動
 - 4.2 第 1， 2 回事例研究会および文献調査等を踏まえたディスカッションのまとめ
5. 第 3 回事例研究会（13. 5. 11 青山学院大学）
 - 5.1 刑罰に関する意見交換（パネルディスカッション）
 - 5.2 刑務所経験者の話を聞いて
6. おわりに

1. はじめに

われわれ「市民の裁判員制度めざす会」のメンバーは、裁判員経験者が実際に体験した裁判員裁判について、率直にどのような感想を持ったのか知りたかった。わが国で裁判員制度を開始するにあたり、様々なアンケート調査が実施されたが、その調査結果の多くは、自分は裁判員をやりたくない、というものであった。このアンケート調査結果は、予め予想できたものであった。市民はそれぞれ各自の仕事を持ったり、家事その他で忙しい日々を送っている。相当の時間を費やし、精神的にも相当の圧力が予想される裁判員を積極的にやりたいと希望する人が多いとは思えない。

しかし、そういう市民であるからこそ、裁判員として積極的に司法の場に参加して欲しい、というのが裁判員制度の趣旨ならば、余計な手間や心労をできる限り省き、裁判が終わった時、多くの人に裁判員をやってよかったという感想を持ってもらえるよう、裁判員制度を整備していく必要がある。それが、われわれ「市民の裁判員制度めざす会」の基本的スタンスであった。裁判員選任日と裁判日との分離、裁判員制度の広報のあり方、裁判員経験者のメンタル面のサポート、車椅子利用者のための通路等の工夫等々の提言は、こうした観点に基づくものであった。

裁判員経験者が少しでも満足した気持ちを持つことができるため更なる工夫はないか、われわれは複数の裁判員経験者から聴き取り調査を実施した。その中で、裁判員経験者の強い関心の1つが、実刑となった被告人のその後の更生の可能性であった。裁判員経験者は、判決はもとより、その後の被告人の動静に強い関心を持っていた。悩んだ末、実刑と

いう選択をしたが、被告人は更生できるのか。残された家族の生活はどうなるのか。刑務所では矯正教育がどのように実施されているのか。裁判員経験者の関心は、被告人の将来に及んでいた。また、現行法の枠に限界を感じる人もいた。

われわれが聴き取り調査をした裁判員経験者の関心が特殊なものだったとは思えない。新聞報道によると、裁判員裁判になってからの特徴の1つに、保護観察付執行猶予の増加があげられる。単に執行猶予を付けるだけでなく、適切な矯正教育により被告人の更生を期待したいという裁判員の思いがかかる結果に結びついていると思われる。

われわれは、裁判員経験者の視点に立って、現行の刑罰制度が彼らの期待に添ったものになっているかどうか、再検討するのを感じた。そのため、刑罰制度の意義、歴史、刑罰に関する様々な論争、裁判員経験者および一般市民の意見、犯罪被害者の人々の考え方、法律教育担当者の考え方、実際に刑務所に収容された経験を持つ人の話、これらの人々との意見交換を通じ、問題解決の糸口を探ってみることにした。

2. 第1回事例研究会（12.11.10 愛知一宮市アイホール大会議室）

2.1. 刑罰とは何かー目的と種類と将来

(1) はじめに

本稿は、一連の勉強会および2012(平成24)年11月10日に開催された第一回事例研究会（於：愛知一宮市アイホール大会議室）におけるシンポジウムでの報告に加筆修正したものである。

今回のシンポジウムでは、主たるテーマと

し、「裁判員裁判の時代に適合する新たな刑罰のあり方を検討する」ことが掲げられており、本報告は、その検討の足掛かりを提供することを目的としている。

テーマとして掲げられた「新たな刑罰のあり方」が具体的に何を意味するのかについては、必ずしも明らかではなかったが、打合せにおける説明や勉強会でのディスカッションからは、主として、①新しい刑罰の可否と②刑罰の存在意義の2点にあるように感得された。そうした観点から考えてみると、まず、新たな刑罰のあり方を検討する前提として、わが国における刑罰の理念、意義および機能を把握しておくことが必要であるように思われる。なぜなら、こうした前提を踏まえた上で、事実として、現在いかなる刑罰が法に規定され、実際にどのように運用されているのかを理解することによって、今回の検討テーマである「新しい刑罰」の可否およびあり方を検討する土壌ができるとともに、検討課題が浮かび上がってくるように思われるからである。

また、新たな刑罰を模索するに際しては、諸外国ではどのような刑罰制度が採用されているのか、知識を共有しておきたいとの要望も寄せられた。この点について本報告では、ドイツを中心に適宜関連諸国を紹介することにしたが、理由は、以下の2点にある。第一に、日本の刑法および刑法学は、すでに戦前の古い明治の時代から、ヨーロッパ、とくにドイツの影響を受けて今日に及んでいる。第二次大戦後は、アメリカ法の影響が強くなり、刑事訴訟法は英米法をモデルに改正されたが、刑罰および関連事項を規定している刑法は、依然としてドイツ法の影響が強いと言ってよい。

第二に、本シンポジウムの主眼は、「裁判員制度」下における「新たな刑罰のあり方」であり、そもそもの問題意識が、一般国民である裁判員が量刑判断にまで関与する点に着目すれば、科すことのできる刑罰の選択肢が現状のままでよいのか、もう少しバリエーションに富む必要があるのではないかといったものであったとのことであった。そうであるならば、国民が基本的に量刑に関与しない陪審制度を採用している英米法圏よりも、一般国民が事実認定に加え、量刑にまで関与する点で、わが国の裁判員制度と親和的とも思われるドイツの参審制度を検討することがより適切ではないかと考えられることによる。

そこで、本報告では、まず、Ⅱでわが国およびドイツの刑罰の理念、意義、機能を整理した上で、Ⅲで、ドイツを中心に諸外国の特色ある刑罰を概観し、最後にⅣで若干のまとめを行うこととする。

(2) 刑罰の目的—理念、意義、機能

犯罪と刑罰に関する基礎理論を「刑法理論」というが、このうち、本報告の主眼である刑罰に関するものを「刑罰理論」とよぶ。この刑罰理論における刑罰の理念、すなわち、刑罰を科す正当化根拠については学説上争いがある。ここでの争いが刑罰の意義および機能にも影響を与えることから、まずその辺りから整理・検討をはじめたい。

1) わが国の刑罰の理念（正当化根拠）

刑罰の理念、すなわち、「なぜ人を処罰するのか」については、刑罰の正当化根拠である「なぜ刑罰を科すことが正当化されるのか」と相まって、古くより議論があり、「刑事法の永遠のテーマ」などとも評される。そこでの議論は多岐にわたるが、大別すると①

絶対主義、②相対主義、③併合主義の3つに分類できる。

① 絶対主義（絶対的応報刑論）

まず、絶対主義は、刑罰は「犯罪を行ったことに対する報い」、すなわち、「応報」として科されると説明する（絶対的応報刑論）。端的に言えば、「悪行に対する報い」として正当化されると説き、この考え方における刑罰を科す目的は、「刑罰を加えること自体」となり、刑罰の内容は、害悪や苦痛であることが要請されることになる。また、この考え方は、ハムラビ法典の「目には目を、歯には歯を」（同害報復の原理）とも結びつくため、刑の量は犯罪の程度に応じたものでなければならない（罪刑均衡の原則〔比例原則〕）。さらに、刑罰は犯罪という悪行に対する非難であるため、行為者に意思決定の自由があることが前提とされる。それゆえ、行為時に他の適法な行為を選択する可能性の存在が必要とされることになり、故意、過失、責任能力がなければ刑罰を科すことはできない（不可罰）とする責任主義とも親和的な考え方であると言える。

② 相対主義（目的刑論）

次に、相対主義は、刑罰は「犯罪を防止・抑止する効果があるから正当化される」と説明する（目的刑論）。目的刑論には、大きく2つの内容があり、①一般予防論は、「刑罰の予告・現実の処罰によって社会一般の人を威嚇し、犯罪を抑止する」ことを、②特別予防論は、「犯人を処罰することによって犯人自身を改善・教育し、その将来の犯罪を抑止する」ことを目的・正当化根拠に挙げる。

③ 併合主義（相対的応報刑論）

こうした絶対的応報刑論や目的刑論に対しては、それぞれ、次のような批判がなされて

いる。まず、絶対的応報刑論に対しては、刑罰は、国家的制度であるから、犯罪を防止し、社会秩序を維持するという国家の目的にとって必要かつ有効なものであることが要請されるのであり、単に正義の要求を満足させるということだけでは十分な根拠とは言えないと指摘される。次に、目的刑論に対しては、犯罪防止目的を強調し、犯罪の防止に役立つという効率性を追求しすぎれば、重罰化を招きかねないほか、責任無能力者や故意・過失なき者についてもいわば「みせしめ」のための処罰を正当化することになりかねないと批判される。また、目的刑論に対しては、そもそも、応報と全く離れて刑罰を捉えること自体が社会一般に受け入れられるとは思われなとも指摘されている。

翻って両者の考え方をみると、そもそも、絶対的応報刑論や目的刑論は排他的な関係にあるわけではない。逆にそれぞれを単体としてみれば、上述したようにいずれも説得性あるいは正当性を欠くように思われる。そこで、現在では、双方の考え方を採り入れた「相対的応報刑論」が支配的見解となっている。相対的応報刑論は、刑罰は「その本質を応報としての害悪・苦痛に求めるが、その目的は犯罪の防止である」とする。

それゆえ、現在の支配的見解は、刑罰は「犯罪が行われたから、そして、犯罪が行われないために科される」と捉えていると整理できよう。

④ 刑罰と保安処分

以上を前提にすると、わが国の「刑罰」は、応報の観点からみれば、過去の犯罪に対する非難としての害悪であるのに対し、「保安処分」は、行為者の危険性を基礎に、それに対する特別予防を目的とする処分であるから、

その本質を異にすることになる（刑罰と保安処分の二元主義）。わが国では、刑法典に保安処分は規定されていないが、2003（平成15）年に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（心神喪失者等医療観察法）が制定され、刑罰を補充し、代替する制度として導入された。本制度を保安処分と解するか否かについては別途検討を要するが、事実上、刑罰二元主義となっている。同様に、ベルギーの「1930年社会防衛法」やスペインの「1933年浮浪者法および非行者法」なども、刑法典以外の特別法に保安処分を規定している。他方、ドイツでは、刑法典の中に刑罰と保安処分を規定している。現在では、二元主義が主流といえるが、スウェーデン刑法典は、刑罰と保安処分を統合する制裁の観念によって一元主義を採用している。なお、英米法圏には、保安処分という観念は存在しないが、精神障害を理由に無罪とされる被告人に危険性が認められる場合には、裁判所が保安施設に収容することができる制度などが置かれており、二元主義に立脚していると整理してよいと思われる。

2) わが国の刑罰の機能

上記刑罰の理念からは、わが国の刑罰の機能としては、①報復機能、②一般予防機能、③特別予防機能があるといえ、刑罰は、これら3つの機能を通じて、犯罪防止の目的を実現し、ひいては社会秩序維持の目的を達成すべきものと位置づけることができる。

① 報復機能

かつてのわが国では、「仇討」が認められていた時代もあったが、現在では刑罰権を国家が独占している。それゆえ、国家が刑罰を科す際には、被害者およびその関係者も含め、

社会の報復感情を満足させるものでなければならぬであろう（報復機能）。具体的には、裁判を通じて刑罰が宣告され、それが執行されることを通じて社会一般の憤りを鎮静化させるとともに、被害者等が受けた心的苦痛を慰撫する機能を有することが求められるのである。そうすると、仮に新たに考案された刑罰が犯罪防止の観点からは有効なものとして考えられるものであったとしても（目的刑論）、報復機能が適正に考慮されたものでなければ、結果的に刑罰制度に対する国民の信頼を害することになるため、刑罰の究極の目的である社会秩序の維持に照らせば、許容されるべきではないということになるだろう。

② 一般予防機能

一般予防機能には、①刑法などの刑罰法規によって刑罰を予告することにより一般人を威嚇し、犯罪から遠ざける機能（心理的強制）と②犯罪者に対して刑を言渡し、実際に執行することによって一般人を威嚇することによって犯罪から遠ざける機能（見せしめの機能）がある。こうした一般予防機能は、必ずしも実証的なものとはいえないが、逆にそのことのみをもって刑罰の機能として排斥する理由もないであろう。

③ 特別予防機能

特別予防機能には、①刑罰（苦痛）によって犯人に対して規範意識を覚醒させる機能（覚醒機能）と②自由刑に関しては、犯人を社会から隔離し、一定の期間ないしは永久的に論理上の再犯の可能性を消滅させる機能（隔離機能）、③さらには、刑罰によって犯人を改善・教育する機能（改善・教育機能）がある。

④ 各機能相互の関係

刑罰の上記3つの機能は、刑罰をめぐる立法、刑の宣告、刑の執行の各段階において、それぞれ適切に考慮される必要がある。もっとも、各段階では、それぞれの役割・機能に応じて置かれる力点には差異がある。たとえば、刑の宣告段階では、一般予防機能や特別予防機能を考慮しつつ、報復機能に力点が置かれ、刑の執行段階では、いかに犯人の再犯を防止するかといった特別予防機能に力点が置かれることになるだろう。他方、本シンポジウムの主眼である新たな刑罰の模索という観点は立法の段階であり、ここでは、罪刑の均衡を考慮することに加え、一般予防に力点が置かれることになると思われる。

3) ドイツの刑罰理論

ここで、わが国に影響を与えたドイツの刑罰理論について、簡単に確認しておきたい。ドイツでは、古くからの刑罰理念をめぐる激しい対立があり、ここでの議論が世界をリードしてきたと言っても過言ではない。ドイツの刑罰理論の現状を一律に表現することは困難であるが、近時のドイツの立法動向からは、「犯罪の重さに見合った刑を法定し、それを科すことによって一般予防を図る応報刑論に立脚しつつ、教育刑的な発想、すなわち、特別予防ないし犯人の再社会化によって修正を図る立場」などと説明される。他方、たとえば諸外国のうち、アメリカについては、社会復帰理念が後退し、応報刑論的色彩が強いなどと指摘されている。

次に、先に触れた刑罰と保安処分については、先述したように、わが国の刑法には、保安処分の規定は置かれていない。すなわち、「刑罰は保安処分とは異質なものであるから、刑法の中には刑罰のみ規定する」という立場を採用しているのに対し、ドイツでは、

刑法の中に刑罰と保安処分が別個に規定されている。ドイツの保安処分には、①自由のはく奪を伴う精神病院への収容、②アルコール依存や薬物依存者に対する禁絶施設への収容、③保安監置（自由刑の執行終了後にさらに重大な犯罪を行うおそれのある者に対し、社会防衛をするため、さらにその者を拘禁する処分）、④自由のはく奪を伴わない行状監督、⑤運転許可の取消し、⑥職業禁止がある。

ドイツの刑罰理論、とりわけ、刑罰の理念（正当化の根拠）については、これ以上立ち入らないが、わが国の新たな刑罰を模索するに際しては、単に他国の刑罰の内容のみに目を向けるのではなく、その刑罰に流れる理念を踏まえることは必要であろう。

(3) わが国とドイツにおける刑罰

1) わが国の刑罰

① 刑罰の種類

わが国の刑罰には、主刑として、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料が、付加刑として、没収が規定されている（刑法9条）。このように、わが国の現行法上は、生命刑、自由刑、財産刑の3種類が刑罰として規定されており、人の身体に対して危害を加える身体刑（黥刑や杖刑など）や人の名誉を奪う名誉刑（公民権の停止やはく奪など）については、現行法には規定されていない。

② 執行猶予

執行猶予とは、「刑の言渡しをした場合において、情状によって一定期間その執行を猶予し、その期間を無事に経過したときには刑の言渡しは効力を失う」制度をいう。これにより、刑罰の目的・機能である応報（それに伴う一般予防）と特別予防の適正な実現を図ろうとしている。制度の仕組みは、「はじめて」

と「2回目以降」とに分け、対象を「3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金」とした上で、執行猶予期間を「裁判の確定の日から1年以上5年以下」と規定している（刑法25①）。また、「保護観察付執行猶予制度」も置かれており、これには、①独立処分型（終局処分としての保護観察）、②プロベーション型（刑の執行猶予に付随して付されるもの）、③パロール型（矯正施設からの仮釈放に伴って付される保護観察）がある。さらに、似て非なる概念として、宣告猶予（裁判所が被告人に有罪判決を言い渡した上で、再犯を行わない等の一定の条件のもとに刑の宣告を猶予する制度）があり、アメリカ、イギリス、カナダ、ベルギー、ノルウェー、デンマークなど導入している国もあるが、わが国では、議論の俎上にあがったにとどまり、今のところ導入には至っていない。

2) ドイツの刑罰

① 刑罰の種類

ドイツの刑罰は、ドイツ刑法（StGB）38条以下に規定があり、主刑として自由刑、罰金刑、資産刑が、付加刑として、運転禁止がある。ドイツの刑罰にも、わが国と同様に主刑に身体刑・名誉刑がない点で共通するが、生命刑すなわち、死刑がない点が大きく異なる。

以下、主刑を個別に概観する。まず、自由刑については、無期自由刑と1年以上15年以下の有期自由刑がある（同38）。無期自由刑の対象犯罪には、連邦に対する内乱罪、死亡結果を伴う性的強要・強姦、謀殺などがある。自由刑は、応報主義を緩和し、犯罪者の社会復帰を促進するため、従来の重懲役、軽懲役、禁錮、拘留の区別を廃止し、社会復帰に資する処遇内容を実施するとともに、1月未満の

自由刑を廃止し、6月未満の自由刑は特に必要と認められる場合に限定している。

罰金刑は、日数罰金（罰金を金額で言い渡さず、日数分の罰金として言渡し、1日分の金額を犯人の資産に応じて定める制度であり、ドイツのほか、スウェーデン、ノルウェー、デンマークなどで導入されている）で賦課する点（同40）や自由刑との併科が可能である点（同41）に特色があるほか、支払いを容易にするため、猶予期間や分割払いが認められている（同42）。また、罰金が支払えない場合は、わが国における労役場留置のように、代替自由刑がある（同43）。資産刑は、「法律の規定があれば、裁判所は、無期自由刑または2年以上の有期自由刑に併科して、その額が行為者の資産価値により限界づけられる価格の支払いを言い渡すことができる」刑罰であり、罰金刑の特別形態として、集団売春あっせんや集団窃盗等の組織的犯罪に対して科される（資産刑に対しては、2002年3月20日に連邦憲法裁判所で違憲判決が出されている）。

② 執行猶予

次に、裁判所は、有罪を言い渡される者が、刑を執行しなくても再犯のおそれがないと期待できる場合に、人格、前歴、行為の事情、犯行後の行為者の態度等を考慮して、刑の執行を猶予できる。対象は1年以下の自由刑となっており（StGB56①）、日本の3年以下に比して狭く設定されている。また、執行猶予期間は2年以上5年未満となっており（同56a①）、わが国に比して下限は高く、上限は若干低く設定されている。

裁判所は、執行猶予を言い渡される者に対し、損害賠償のための遵守事項を課すことができるほか（同56b）、再犯防止のため、居住

や職業教育，就労，自由時間，経済状態の秩序に関する命令の遵守等を指示できる（同 56c）。また，執行猶予期間中に再犯防止のために必要と認められる場合には，裁判所は，その全部または一部の期間，保護観察官の監督・指導に付すことができる（同 56d①）。保護観察官は，援助的かつ保護的に有罪を言い渡された者の側に立ち，裁判所の了解を得て，遵守事項，指示，申出および約束が果たされているかを監督するとともに，裁判所が決めた間隔で定期的に行状を報告し，遵守事項，指示，申出または約束に対する著しいあるいは執拗な違反を裁判所に通知する（同 56d）。

執行猶予は，同期間中に犯罪を犯し，執行猶予の根拠とされた期待が満たされないことが明らかになった場合や裁判所の指示に著しい違反がある場合のほか，保護観察官の監督・指導を執拗に拒絶するなどして新たな犯罪を行うことが危惧された場合などに取り消される（同 56f①）。もっとも，①さらなる遵守事項や指示を与える，②保護観察官の監督・指導に付す，③執行猶予期間または保護観察官による監督期間の延長によって十分であると認められる場合は，取消しを中止する（同②）。

また，残刑の執行猶予制度もある。これは，自由刑の執行を受けている者が一定期間の刑の執行を終了すると，一定の条件を考慮の上，残りの刑の執行が猶予される制度である（同 57）。無期であれば，15 年，有期懲役は①刑期の 3 分の 2（ただし 2 月以上）を経過し，社会の安全という利益を考慮した上で執行猶予に責任を持つことができ，かつ本人が同意した場合（同①），②今回が初めての自由刑の受刑であり，刑期が 2 年以下または特別な事情があるときは，有期自由刑の 2 分の

1（ただし 6 月以上）の執行を終えた者も①の要件を満たした場合には，刑の執行が猶予される（同②）。残刑の執行猶予は裁判所が決定する。この制度は，自由刑のおよそ 3 分の 2 に適用されており，自由刑の執行は大幅に減少したとされている。このほか，刑の留付き警告や刑の免除の規定がある。

さらに，行状監督は，2 年以上 5 年以下の期間，行状監督所において生活を監督する処分であり，裁判所が裁量で言い渡すもの（同 68）と法律上当然に生じるもの（同 68f）がある。前者は，法定された一定の犯罪で 6 月以上の有期自由刑に科されたことおよび将来犯罪を行うおそれが認められる場合に刑に併せて命じることができ，後者は，故意犯による 2 年以上の自由刑の執行を終えたときや一定の犯罪を理由に 1 年以上の自由刑が執行終了したときなどに釈放と同時に開始される。裁判所は，行状監督の期間中，対象者に保護観察官を付するとともに（同 68a①），行状監督所の許可なく住所もしくは居所等を離れないこと，就労などについて指示できる（同 68b）。なお，裁判所は，行状監督に付されていなくても再犯をしないことを期待できるときは中止する（同 68e）。

③ その他の刑罰等

その他，ドイツの特色ある刑罰等としては，社会奉仕命令（公益給付活動）と電子監視がある。社会奉仕命令（公益給付活動）は，社会に有益な活動が無報酬で行うことを義務付ける制度をいう。この制度は，1972 年にイギリスで制度化され，アメリカ，フランス等の諸外国で導入されている。もっとも，その内容は様々であり，大別すると，①刑罰の一種，②保護観察等の条件，③ディバージョンの一種の 3 つに分類できる。

ドイツでは、①に対応するものとして、罰金を支払うことができない者に科される代替自由刑の代わりとしての処分（刑法施行法293）が、②に対応するものとして、自由刑および残刑の執行を延期する際の遵守事項（StGB56b, 57, 57a）が、③に対応するものとして、訴追ないし公判手続段階における手続打ち切り条件がある（StPO153a）。社会奉仕命令は、資力がない者に対しても刑罰の目的の1つである応報として有効な制裁手段となるほか（①の場合）、犯罪者の改善更生・社会復帰の有効手段、過剰拘禁の緩和に資する意義が認められる。対象は、軽微な犯罪に限定されており、③にとどまらず、いずれの場合でも対象者の同意を得て行われる制度となっている。

次に、電子監視は、1983年にアメリカのニューメキシコ州の裁判所で保護観察対象者に使用したのが始まりとされ、電子的手段によって対象者の行動を監視する方法をいう。電子監視は、その後カナダ、イギリス等の諸外国に広まり、アジア諸国でも韓国で導入されている。電子監視の方法は様々であるが、代表的なものとしては、固定型電子監視と移動型電子監視がある。

ドイツでは、①未決勾留で保釈となった者（保釈の際の居所指定の担保手段）、②自由刑ないし残刑の執行が延期された者（保護観察に関する居所指定や出頭義務の担保手段）、③自由刑執行中の者の開放処遇や釈放前処遇として、対象者の同意を得て実施され、足首に発信機能の付いたバンドを装着する。とりわけ、②と③に関しては、ドイツの電子監視は、再犯防止や制裁としてではなく、保護観察の遵守事項の遵守を監視する手段とされ、保護観察官が積極的な援助を行って対象

者の再社会化を促進することが目的とされている。

(4) おわりに

以上の概観を踏まえ、最後に、裁判員制度の導入下において新たな刑罰のあり方を検討する際の留意事項や方向性について、若干言及しておきたい。

留意事項については、新たな刑罰を新設する前提として、刑事司法制度自体のパラダイム転換を図るのであれば格別（修復的司法の導入など）、わが国の刑罰論体系の枠内から検討を始めるべきであろう。そうすると、「II 刑罰の目的—理念、意義、機能」で確認したように、わが国では、相対的応報刑論の立場から、重大事件という裁判員裁判対象事件に相応しい新たな刑罰とはどのようなものなのかが検討される必要があるだろう。本報告では、諸外国のうち、ドイツを中心に取り上げたわけだが、上記観点からは、死刑制度の是非や自由刑の一本化およびその期間については議論の余地があるものの、罰金刑における日数罰金制度は射程外であり、刑罰としての社会奉仕命令も、内容の不明確性や作業内容などによって制裁性の程度を左右することなどからすれば既存の刑罰と同列に扱うことは相当性を欠くように思われる。また、導入国の対象は比較的軽微な事件とされていることから、わが国の裁判員裁判の対象犯罪への適合性にはなお慎重な検討を要するよう思われる。こうしてみると、個々の刑罰については、その妥当性を巡って史の変遷を辿っており、刑を言い渡す裁判員ないし未来の裁判員である一般国民の目線から刑罰の目的などを踏まえた新たな刑罰が検討されていくことは、意義深いものであると思われるが、現段階においては、新たな刑罰プロパ

一の問題よりも、むしろ、執行猶予関連制度の再考に実際上のニーズがあるように思われる。

このことに理由があることを前提に検討すると、わが国の執行猶予制度は、従来より、刑の一部執行猶予を認めておらず、①宣告刑全体の執行を猶予する「全部執行猶予」か、②宣告刑全体を執行する実刑を選択するしかなかった。それゆえ、事案に応じたきめ細かい刑罰を科すことを阻害している面が指摘されていたほか、裁判員にとっては、いわば究極の選択であるかのような感覚をもったのではないかと推察される。たしかに、この点は、実務上は、仮釈放制度（刑法28）によって対処できる面がないではないが、矯正現場における運用に委ねざるをえない点で量刑判断にも携わる裁判員の主体的関与は期待できない。また、わが国の満期釈放者には、ドイツの行状監督のような制度は存在しない。とりわけ、後者については、責任主義の観点などから、その正当化根拠も含め、かねてより激しい議論がなされており、なお、慎重な検討を要するが、少なくとも、前者との関係では、フランスで導入されている一部執行猶予などについては検討の余地があるように思われる。一部執行猶予制度については、わが国でも2013年6月13日に改正刑法が可決成立している。この制度は、3年以下の懲役・禁錮の判決の中で、裁判所が判断し、刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予するものであり、裁判員対象事件を念頭に置いたものではないが、こうした新制度を素材に、その運用状況や効果を検証し、対象犯罪や要件等を再考して裁判員裁判に相応しい刑罰のあり方を模索することも一考ではないかと思われる。

【主要参考文献】

川出敏裕・金光旭『刑事政策』（成文堂，2012）65頁－122頁，146頁－153頁。

大谷實『刑事政策講義〔新版〕』（成文堂，2009）105頁－166頁。

大谷實『刑法講義総論〔新版第4版〕』（成文堂，2012）523頁－576頁。

法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ刑事訴訟法典』（法曹会，2001）。

法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ刑法典』（法曹会，2007）。

岡上雅美『『ドイツ刑法典』翻訳捕遺（1）20083月11日の法律による改正分まで』筑波法政45号（2008）163頁－176頁。

同『『ドイツ刑法典』翻訳捕遺（2）2009年6月29日の法律による改正分まで』筑波法政47号（2009）95頁－100頁。

同『『ドイツ刑法典』翻訳捕遺（3）2009年10月2日の法律による改正分まで』筑波法政49号（2010）101頁－109頁。

同『『ドイツ刑法典』翻訳捕遺（4）2011年11月1日の法律による改正分まで』筑波法政52号（2012）117頁－125頁。

- 2.2. 裁判員経験者は語る－アンケート調査から
裁判員裁判における量刑を考える際に、実際に裁判員を務めた市民が、評議における量刑判断に際して、どのようなことに留意し、迷い、考え、判決にいたったのかを踏まえることが欠かせない。そのために、裁判員経験者に対するインタビュー調査を敢行した。その調査結果から、量刑判断に関する意見を拾いたい。ただし、裁判員経験者へのアクセスは困難であり、いまだ聴取者は少なく、統計的処理を行うに足る人数は集まっていない。

また、担当事件により犯罪類型その他の個性があるため、一般化は困難である。そのうえ、評議の経過を含む内容に関する守秘義務が罰則付きで定められており、量刑が定まるにいたったポイントの詳細を聴取することには困難を伴う。そのため、以下では特徴的な見解を記載する。

実際の裁判員裁判で、量刑を斟酌する際の事実上の判断枠組みとなるのは、検察官の求刑と弁護人の量刑に関する意見である。もちろん、求刑に法的拘束力はなく、実際に求刑を超える判決が下された例も散見されるが、裁判員経験者に対するインタビューでは、検察官の求刑が一応の上限、弁護人の意見が下限の目安とみなされる傾向がうかがわれる。加えて、被害者が公判に参加して刑に関する意見が述べる場合は、その意見も一定限度で参照されることになろう。

加えて、量刑判断に関する裁判員の声でしばしば挙げられるのは、従来の類似罪名および犯行態様の裁判例にもとづいて作成された量刑データベースの影響である。被告人の有罪判断がなされた後、量刑を決める評議に移ると、裁判官から、量刑データベースにもとづく量刑分布が示される。裁判員経験者のインタビューでは、過去の量刑分布を示されたことで、影響されまいとしても、どうしても引きずられてしまったという声が聞かれた。前述の検察官の求刑も、検察庁内部の従来の求刑・判決例のデータベースにもとづいて決められるとされており、裁判員裁判における判例の影響力は看過することができない。

上記の求刑、判例などの事実上の枠組みの中で、裁判員は審理で目にした、事件の犯行態様、被告人の反省の度合いや、事件により

被害者の被害状況や心情にかんがみて、自らは量刑を考え、評議の場で他の裁判員と裁判官の見方や意見を踏まえて、話し合いのうえ、最終的には多数決をもって、裁判体としての量刑が決められることになる。

裁判員経験者インタビューで、求刑や判例の影響を直接的に受けるのは、被害者のいない、または見えにくい犯罪である。例えば、覚せい剤密輸事件を担当した裁判員経験者の場合は、日常生活感覚での判断は難しく、前例に従って、求刑よりやや短い年数を判断したと述べていた。最高裁判所の集計データでも、薬物関係事件は従来同様のいわゆる求刑の八掛け（80%）の傾向が確認される。

他方、被害者のいる事件では、被害者の状況や心情を、量刑判断にあたって参照したと答える裁判員経験者がほとんどである。すなわち、犯罪被害者が、公判での意見陳述などを通して、犯行後に受け、また引き続いて感じる痛み、つらい心情や、被告人に対する処罰感情を表す場合は、それらが量刑判断にあたり少なくとも念頭におかれている。この対応は、裁判員が、日常生活において、加害者よりも被害者に近い境遇にいることが多いと推測されることから、自然な対応と言えよう。ただし、被害者への配慮が、量刑判断の結果に反映される場合とそうでない場合がある。裁判員が、基本的に冷静かつ公正な判断を心がけながら、被害者の立場と被告人の立場を考量していることがうかがわれる。

量刑判断にあたり、被告人のみならず、その家族のことも考えたという裁判員もいる。実刑か執行猶予か、また実刑の年数を考える際に、被告人の子どもの就学年齢や親の介護など、被告人の処遇により影響を受けうる周囲の人にも目配りして、裁判員が自らの務め

を果たしていることが分かる。

最高裁判所の集計データによれば、裁判員裁判で、執行猶予の判断の際、保護観察を付す例が従来の1.5倍程度に上っている。裁判員経験者インタビューでは、残念ながら、保護観察付執行猶予の事件の担当者に巡りあえていない。なぜ保護観察付執行猶予の例が増加しているのかの理由の解明は、今後の課題としたい。

そのほかに特徴的な意見が聞かれるのは、死刑判決事件を担当した裁判員経験者である。人命を左右する判断に関与したことで、重い責任を感じていることがうかがわれる。死刑存置国は減少しつつあり、死刑判断に陪審、参審制度を適用する先進国は、アメリカの死刑存置州と日本にとどまる。死刑求刑のありうる事件は裁判員裁判の対象から外すなど、何らかの対応策が望まれるところである。

以上で、量刑に関する裁判員経験者の特徴的な声を拾い、裁判員が、担当事件の個別具体性に直面し、被告人および被害者の立場や社会的影響に留意し、求刑や判例を参照しつつ、自らの人生経験にもとづいて、量刑判断を行っていることを見出した。今後の課題としては、裁判員経験者インタビュー調査の継続により、多くの様々な事件の判断に関与した経験者から聞き取りを行い、その調査結果を踏まえて、量刑において裁判員裁判で重視されるポイントの詳細を分析することが挙げられる。

2.3. 刑罰に関する意見交換（パネルディスカッション）

別添資料（反訳書）のとおり

3. 問題調査、文献調査

3.1. 犯罪被害者の会からの事情聴取

2013年（平成25年）2月1日、愛知県弁護士会の犯罪被害者支援委員会の委員長である長谷川桂子弁護士から、犯罪被害者あるいはその家族の思いを聞くことができた。長谷川桂子弁護士は、犯罪被害者自助グループの人達と深い交流があり、同弁護士を通じ、われわれは、犯罪被害者の生の声を幾つか聞くことができた。

まず、はじめに強調しておかなければならないことは、犯罪被害者あるいはその家族は、犯罪者を決して許しはしない、という深い恨みの気持ちである。われわれは、ともするとこの事実を忘れがちである。われわれは、直接、犯罪被害を受けた経験を持たない。いきおい、犯罪者すなわち被告人の矯正に関心が向きがちである。しかし、犯罪被害者（家族を含む、以下同じ）は、犯罪を憎み続けており、決して犯罪者を許そうとしない。この強い思いには圧倒させられた。刑罰の意義について、応報主義とか教育刑主義とか色々と言われているが、やはり、刑罰の中心には応報という観念があることを思い知らされた。

しかし、犯罪被害者は、犯罪によって苦しめられる他に、もう一度、苦しめられることがある。それは、同一犯罪者の再犯である。犯罪被害者は、加害者に対し、罰を受けて欲しい、責任をとって欲しい、と強く願っている。しかし、再犯は、犯罪被害者のその思いを裏切る行為である。犯罪被害者は、加害者が事件と向き合って、真摯に反省し、更生することによって、ようやく少しだけ報われる。それなのに再犯とは。犯罪被害者は、一度被害を受けただけでなく、加害者の再犯により、被害者の損害が何の役にも立っていない

ことを知り、さらに傷つくことになる。

犯罪被害者は、加害者が被害者と向き合い、己の責任を自覚し、更生の途を歩むことを願っている。この点は、われわれと意思を共通にする。すなわち、犯罪者は厳正な処罰を受けなければならない、と犯罪被害者は考えているが、同時に、その処罰は、犯罪者の心からの反省を生むものでなければならず、犯罪者が更生するために効果的なものでなければならない。この後者の側面において、われわれは犯罪被害者の人達と手を組むことできる。そういう実感をさせられた。

3.2. 文献調査 金川英雄著「日本の精神医療史」

原著の概要は次のとおりである。

日本の近代化・西洋化が始まる明治初年頃の精神病患者ないし精神障害者の処遇は、殆どが民間療法によるものであった。明治政府は急速に医療の近代化・西洋化を推進した。その中核は東京帝国大学医学部であったが、その基礎が確立したのは明治時代もかなり進んだ後のことである。医学部の中で精神科医療の本格的な取り組みがなされたのはさらに後のことであり、1886年（明治19年）に東京帝国大学医学部精神科教室が設置された。

1901年（明治34年）に東京帝大医学部精神科教授となった呉秀三は、医学士樫田五郎と共同で『精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的観察』を著した。「私宅監置」とは俗に言う「座敷牢」のことである。呉秀三たちはそれまで数年にわたり日本全国の私宅監置の実態を調査したが、前記『実況及び観察』はその調査報告書である。その頃は精神病患者ないし精神障害者の処遇について、医療関係者が関与することは極めて少なかった。その殆どが家族や地域社会の人々、あるいは警察

などの行政機関の手に委ねられていたのである。

原著は前記『実況及び観察』を手掛かりにして、明治初年から昭和の初期までの時期を対象にして、精神病患者ないし精神障害者の社会的な処遇の歴史について記述したものである。

呉秀三たちの努力により1900年（明治33年）に「精神病患者監護法」が制定され、同年7月1日から施行された。この法律はそれまで行われていた「私宅監置」について一定の基準を定めるなどして精神病患者に対する法律上の保護が計られた。その要点は、精神病患者の監護義務者はその後見人もしくは配偶者または親族もしくは戸主とすること、これらの者は行政庁の許可を得て精神病患者を監置できるが、それ以外の者は監置することができないこと、監置する場所は、私宅監置室、公私立精神病院または公私立病院精神病室とすること、監護の費用は精神病患者本人または扶養義務者の負担であること、監護義務者がいないか、いてもその能力がないときは、居住地の市町村長が監護の義務を負うとしたことである。そして1919年（大正8年）3月27日に「精神病院法」が制定された。

前記「精神病患者監護法」及び「精神病院法」は戦後の1950年（昭和25年）まで効力を有し、同年5月1日制定の「精神衛生法」（昭和25年法律第123号）によって廃止された。前記「精神衛生法」は、その内容が新憲法の趣旨に合致するように修正されたものの基本的には前記「精神病患者監護法」の法的な枠組みを維持している。

3.3. 文献調査 中島隆信著「刑務所の経済学」

これは刑罰を考えるにあたり、まったく異

なった視点を提供してくれ、新しい罰を考えるために柔軟な思考を可能にした。

「300円のパンを万引きして逮捕、裁判を受け、6ヶ月服役したら130万円の税金を使う（他にも費用が発生しており、その具体的な例を挙げている・・・伊藤）という。累犯者で高齢者の多くに、このパターンがあるという。刑罰の抑止力・応報刑という概念は、このパターンの犯罪では、まったく絵空事になっている。刑罰も社会的仕組みであり、その仕組みの維持のために、多くの税金を投入しているのであれば、経済学的観点からも維持できる仕組みにしないと、仕組みの持続が不可能になる。

持続可能な仕組み＝効果のある刑罰の仕組みを考えるならば、もう少し実証的研究が必要である。」（朝日新聞掲載の書評より引用）

本書は刑罰の抑止力・応報・更生及びそれに関連して刑務所のあり方などについて、それぞれ次のように考えている。

抑止力についてはアメリカにおける実証的研究が紹介されている。また日本における研究では死刑制度の犯罪抑止効果の計測・刑事犯罪全般にわたる抑止力効果・強盗犯罪における罰則強化による抑止効果分析の3点が紹介されている。

“応報”について検討する中では、日本の刑事裁判の問題＝真実の究明・反省ありき・加害者のプライバシーが白日の下にさらされ、その家族も一家離散や引っ越しをよぎなくされる現状（これは被害者にも当てはまる部分がある・・・伊藤）を紹介し、応報とは何かを検討している。

更生については刑務所の現状を紹介した上、更生保護について具体的に提言している。

刑務所について、刑務所全体の更生レベル

を上げるためにはPFI刑務所だけでは不十分であり、受刑者の更生の難易度に応じた刑務所の区分けと、もう一つはすべての受刑者を全国の刑務所にランダムに振り分け、受刑者の更生を評価対象とした競争の提案である。

このいずれもが、現在の刑務所・刑務官のあり方の変革が必要になる。

このような刑務所の現状を踏まえ、また現行の更生保護プログラム（国家権力の及ぶ範囲を刑の執行が完了していない人たちに対する“保護”と“観察”に限定し、あとは民間のボランティアに任せる）をいくつか検討し、更生が進んだ人たちには更生保護サービスが与えられる一方で、社会からの援助をもっとも必要としている人＝満期出所者が捨て置かれることを述べている（冒頭の300円のパンを万引きし・・・に話がつながっていく）。

そのためには、やはり満期出所者のための雇用創出が重要となり、筆者は生産性を下げずに雇用を増やすために「仕事を増やしシェアする」ことを提唱している。

筆者は海外の事情については調査の時間がなかったことを述べている。ぜひ早い時期に海外の刑務所や新しい刑罰について経済学的視点から調査をし、紹介して欲しいと思う。

3.4. 文献調査 佐藤幹夫著「発達障害と刑事司法」

2011年7月25日大阪で、40歳の男性が実姉を包丁で多数回突き刺し、出血性ショックによる低酸素虚血性脳症で死亡させる事件が発生した。検察は強い殺意に基づく悪質な犯行であること、結果が重大であるこ

と、犯行に至る経緯、動機が身勝手に、被告には真摯な反省が見られないことなどを理由に懲役16年を求刑した。弁護側は被告が10歳から30年間ひきこもりを続け、逮捕後の精神鑑定でアスペルガー症候群と診断されたにもかかわらず、全く支援のない状態であったこと、姉への怨恨は生活実態や障害によって引き起こされたものであることなどから、保護観察付の執行猶予を求めた。大阪地裁での裁判員裁判では、被告が十分な反省に至っていない、母、次姉は被告との同居を明確に拒否している、社会的受け皿もない、再犯の恐れが強く心配される、以上の点から、求刑を超える懲役20年の判決が言い渡された。

松本俊彦医師（国立精神・神経医療研修センター）は雑誌「世界」の中で、

- (1) 発達障害の人にとっては、重い障害を抱えた人ほど、犯行の様式は眉をひそめるものになりやすい。診断名が付いたとしても、診断名についての偏見こそ高まれ、同情すべきものになりにくい。狭義の精神医学的治療によって状態を激変させるのは難しい。そうすると、裁判員の中に、あるいは国民の中に疑念が高まり、求刑を超える判決が出たのではないかと。
- (2) 海外では司法的対応より治療的対応の方が再犯率は低くなるというエビデンスがある。受刑期間が長くなればなるほど様々な生活機能が失われ、地域のサポーターも減ってしまう。出所したときには、まったくゼロから作っていかなければならない。結局再犯のリスクを高めてしまう。社会の安全を考えるのであれば、地域司法福祉といった施策が重要になってくる。
- (3) 発達障害については、成人の刑事施設で

何らかの取り組みをしていると言う話を、知る範囲で聞いたことがない。刑務作業に適應できず、他の受刑者とトラブルばかり起こしていると独居で処遇せざるを得なくなり、作業に出ることができなくなる。その結果、独居房で単純作業をしたりしなかったりということになる。コミュニケーション能力を著しく低下させて出所してくる。問題を多く持つ人ほど満期出所になり、保護観察も付かず地域の支援に結びつきにくくなる。

と言っている。

被告はいずれ出所する。同じ社会の一員として共生していくために、被告には治療的量刑を課すことが必須であると考える。

3.5. 文献調査（インタビュー）アンドレア・ベルトラ「塙の中のビール工場」

罪を犯した人たちを、どう更生につなげるか。刑務所が、高齢者や障害者ら社会的弱者の「居場所」になっていると指摘されることは、今回プロジェクトを開始して、改めて認識するところとなった。このイタリアで試みられた、刑務所の中のビール工場では、受刑者を雇い、更生させているという記事は、その問題を考える絶好の材料であった。

（以下（ ）内はインタビューに対する回答から抜粋し編集）。

(1) 刑務所の中で受刑者と一緒にビールを製造し、市場で販売しているというその状況。

「サルツォ刑務所の中に、私たち『パウザ・カフェ』のビール工場はあり、平均刑期15～30年という比較的重罪を犯した人が収容されていますが、大きく二つのカテゴリーに分かれます。ひとつは殺人や強盗といった『普通』の重罪犯。もう一つはテロリス

ト、組織犯罪の構成員らです。ビール工場と一緒に働く人たちは前者のカテゴリーから選ばれます。いま4人を雇用していますが、全員が殺人を犯した人たちです」

「殺人は精神的極限状態に陥った末に『はずみ』で起きてしまったという場合も少なくありません。だから罪としては重いのですが、麻薬取引や組織犯罪に手を染めた人に比べれば犯罪性そのものは進んでおらず、更生につなげやすい面があります。」

「彼らはすでに国家に裁かれているので、私たちは同僚の一人として接するだけです。自分が受け入れられているという安心感を持つことによって初めて、自分を冷静に見つめ直し、更生に向けて一步を踏み出すことができる。」

「人が尊厳を持って生きていくためには二つの要素が欠かせません。ひとつは働いて賃金を得ることです。私を含む他のメンバーと同額です。もうひとつは、他人と関係を築くことです。工場の中には刑務官はいませんが、工場の中では対等です。」

(2) なぜ、刑務所に工場を？

「手間ひまをかけられるからです。刑務所で作られているという一見マイナスの要素を、だからこそ十分に手間をかけられるのだという付加価値に変え、安心して飲食できる商品として売り出したのです。その品質の高さは広く認められています。」

「設立にあたっては市や欧州連合（EU）、近隣の大学から支援を受けました。社会協同組合の事業は、地域に根付き、そこで必要とされるサービスを提供することが重要です。そうでなければ、一般企業との競争にどうしても負けてしまいますから」

「殺人罪で16年の刑を受けたルイージという男性は、ビール工場での働きが非常に優秀だったので刑期が短縮され、仮出所後は直営レストランに就職し、半年後には自分のレストランを開業、繁盛させています。再犯率は約10%。」

「受刑者らを雇用する際、税控除などの優遇措置は受けられますが、政府からの補助金などはありません。原則、市場で勝ち、独立採算で生き残っていかなければなりませんから」

働く喜びを通して更生を図るという試みは日本でも行われている。例えば非行や不良行為などの問題を起こした少年や少女に、農作業を通じて立ち直らせる取り組みである（朝日新聞2012年5月28日）。また海外でもペルーのルリガンチョ刑務所の例もある。

所内の一角に陶芸工房を設置し、職業訓練の一環として民芸品作りに取り組んだ（朝日新聞2012年10月4日）。古くは江戸時代に、石川島人足寄場では大工や紙すき、鍛冶など手に職を付けさせていたといわれる。

更生を考える時、単に刑務所内での処遇をどのようにするかということに留めず、裁判体（裁判官+裁判員）が、どのような更生プログラムを持った刑罰（量刑ではない）が適当であるかを議論できる新しい罰を定めることが、保護観察付執行猶予を選択した裁判体の、本当の狙いに応えることではないか。

3.6. 文献調査 西田博著「新しい刑務所のかたち—未来を切り抜くPFI刑務所の挑戦」

本書は、新自由主義的な政策による行政改革が進められる中で、当時、深刻化しつつあった刑務所の過剰収容を解決する策の一つとして、PFI (Private Finance Initiative)

により刑務所を建設し、その管理運営を行うことになった経緯とその事例（とくに2007年4月開所の美祢社会復帰促進センターと2008年10月開所の島根あさひ社会復帰促進センター）を紹介したものである。

著者によると、PFIとは、「民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法」（34頁）であり、「PFI刑務所（PFI手法を用いた刑務所運営事業）」は、刑務所の過剰収容の問題を解決するだけでなく、受刑者の改善・更正と再犯防止のためのさまざまな矯正教育プログラムを実施することにより、受刑者が早期に社会復帰できるように設計されたものである。

「新しい刑務所」とされる社会復帰促進センターの収容対象は、「犯罪傾向の進んでいない刑務所生活が初めての者で、いわば処遇を受け入れやすい一部の初犯受刑者」（9頁）である。したがって、裁判員裁判により有罪判決を受けた者がこれらのセンターに収容されるのは、極一部だと思われる。裁判員裁判で有罪判決を受けた者で、そのような「初犯受刑者」に該当するものであれば、従来型の刑務所ではなく、これらの社会復帰促進センターに収容するのが好ましいかもしれない。

ところで、著者によると、再犯防止のためには、「受刑者に貼られた『前科者』『刑務所帰り』といったマイナスのラベル（ラベリング）を剥がす機会」をあたえることが必要であり、そのような機会をあたえることにより、はじめて「受刑者は犯した罪と向き合い、社会や被害者との関係修復を考えることができる。」さらに、受刑者は、

「社会から積極的に評価されることによって、マイナスの自己評価から脱却し、自己回復を図り、自信を取り戻す」ことができる。「このための機会を提供する一つの手法」が刑務所の矯正教育プログラムであり、職業訓練プログラムである（233-234頁）。

だが、著者によると、全国の刑務所に収容されている受刑者の中で、職業訓練を受けているのは5%弱に過ぎない（234頁）。受刑者の多くが入所前無職であったこと（美祢社会復帰促進センターの受刑者ですら、その7割以上が入所前は無職であった。）を考えると、再犯防止のためには、受刑者に対する就労支援が不可欠であり、社会復帰に向けた職業訓練プログラムは、その中心的な支援策と言える。PFI刑務所における各種の職業訓練プログラムは、その所期の目的を達成するであろうか。PFI刑務所の今後の動向に注目していく必要があるだろう。

3.7. 文献調査 堀江貴文著「刑務所なう」

堀江貴文氏の著書『刑務所なう。』『刑務所なう。シーズン2』の記述から、刑務所内での処遇と生活の一端を知ることができる。概要は以下の通りである。

2006年1月、有価証券報告書虚偽記載の疑いなどの「ライブドア事件」で、同社社長の堀江貴文氏は、旧証券取引法（現・金融商品取引法）違反で逮捕、起訴された。2011年4月、最高裁は堀江氏の上告を棄却し、懲役2年6ヶ月の実刑が確定した。2011年6月20日東京拘置所、27日長野刑務所で服役した。2013年3月27日午前に仮釈放され、1年9ヶ月間獄中にいたことになる。

収監後もスタッフを通してツイッターやメ

ールマガジン等での社会的活動を継続し、書籍を出版するなど、精力的な活動をしていた。入所時には 95 キロあった体重が刑務所の規則正しい生活により 65 キロにまで落ちたという。

模範囚を貫き、主な刑務作業は高齢受刑者の介助であった。2011 年 7 月 28 日に配役を言い渡され、介護衛生係になった。主な作業は、洗濯物の整理、高齢者の髭剃り、爪切り、入浴介助、洗濯物の仕分け、散髪、配食、トイレの床拭き掃除であった。同年 11 月 1 日から工場の指導補助的な仕事を行い、皆の作業する材料を補充したり、作り方を教えたり、後は雑務。理髪。新人の受け入れ、説明、適性に応じた作業の割り振りを行った。刑務所内で堀江氏が所属していたグループは、衛生班といわれる 4 人と、その下の約 30 人で構成された。グループの年配であるトップの人がかなり強面だったため、堀江氏も気を使ったという。

堀江氏の記述によれば、「毎日 21 時就寝・6 時 50 分起床という規則正しい生活。いつも初めの 1 時間ほどは寝られず、考えごとをするしかなかった。でも、刑務所生活の最後のほうでは、考えることがなくなってしまい、それがキツかった。また、やはり自分は事業欲などの煩惱が取れなくて、欲がなくなればどれだけ楽だろうと思った」とのことである。

4. 第 2 回事例研究会 (13. 4. 7 弘前大学)

4.1. 弘前大学の裁判員制度に関する教育と活動

(1) はじめに

裁判員制度が施行された 2009 年以降、弘前大学では、人文学部・教育学部の教員を中心に、裁判員制度を素材としたいくつかの取

り組みがなされている。本報告では、まず弘前大学における取り組みの概要を示す。その上で、本研究課題と密接に関係する学生の刑罰観の変化について考察を加えてみたい。とくに裁判傍聴や模擬評議を通じて、裁判員により近いところで事件を見た学生は、いわば裁判員を「仮想体験」したことになる。このような学生が、それらの経験を通じてどのように刑罰観を変化させているのか、現時点までで得られている結論を示してみたい。

(2) 弘前大学における取り組み

弘前大学の取り組みとしては、シンポジウム等の開催、裁判員裁判傍聴の学生引率や模擬評議の実施、教養教育科目における裁判員教育の実践、ラボバス・プロジェクトによる「模擬裁判教室」とサークル学生による模擬裁判などを挙げることができる。以下では、それぞれの活動内容を具体的に示していきたい。

1) シンポジウム等の開催

2009 年の裁判員制度施行を記念して、弘前大学では、「連続講演会・シンポジウム 裁判員制度と世界の司法動向—市民の司法参加の意味を考える」を開催した。この企画は、市民の司法参加について、国内の一流の研究者・実務家にご講演いただき、青森県内の司法関係者や報道関係者、市民などを交えたシンポジウムと合わせて、学生・市民に裁判員制度の意義を考えてもらおうとするものであった。その後現在に至るまで、裁判員制度関連のシンポジウム等は毎年開催されている。

2) 実際の裁判員裁判を素材とした活動

① 裁判員裁判傍聴活動

従来の活動は、裁判員裁判の公判日程をアナウンスするなど学生に傍聴を促すに止ま

るものであった。しかし、2012年度からは、弘前大学人文学部の教育プロジェクト等支援経費の援助を受け、貸切バスを使って学生を引率している。傍聴後はアンケートを依頼し、回答してもらっている。2013年8月8日時点で、アンケート回答者だけでも延べ68名に達しており、実際にはそれ以上の学生が裁判員裁判の傍聴を経験している。

② 模擬評議の実施

裁判員裁判を連日傍聴した学生を対象に、模擬評議を行う試みを、2012年から始めた。これまで5回実施されている。

	実施日	争点	評議結果	判決内容
1	2012 2.17	責任能力 の程度 量刑	責任能力 を認める 懲役8年	責任能力 を認める 懲役13年
2	2012. 3.8	中止犯の 成否 量刑	中止犯を 認める 懲役1年3 月	中止犯を 認める 懲役2年6 月
3	2012. 8.22	量刑	懲役3年 執行猶予 5年	懲役2年6 月
4	2012 9.28	殺意の有 無 責任能力 の程度 量刑	傷害の故 意に止ま る 責任能力 を認める 懲役5年	殺人の故 意を認め る 責任能力 を認める 懲役8年
5	2013 3.7	強盗致傷 か傷害と 窃盗か 量刑	傷害と窃 盗が成立 懲役4年	強盗致傷 を認める 懲役4年

模擬評議は、ワークシート方式で行われ、あらかじめ用意された質問項目に各自が回

答を記入した後全員で議論をしていく。裁判長役は教員が担当するが、当該教員は評決には加わらない。学生は、実質的には、陪審員として模擬評議を体験しているのである。

3) 21世紀教育テーマ科目「市民生活と地域社会（I）」の実践

2011年度より、弘前大学21世紀教育科目（いわゆる教養教育科目）において、裁判員教育の実践を試みている。以下の表に示したのは、2012年度の講義概要である。

第1回	オリエンテーション
第2回	裁判員裁判の基礎
第3回	after 裁判員裁判
第4回	裁判員裁判を体験してみよう
第5回	更生保護の実情について (青森保護観察所職員)
第6回	受刑者の実情(青森刑務所職員)
第7回	犯罪・非行の心理 (教育学部(心理学)教員)
第8回	弁護士の視点から見た裁判員裁判 (青森県内の弁護士)
第9回	青森県の裁判員裁判
第10回	シナリオ作成グループワーク①
第11回	人は人を裁くことができるのか? (教育学部(哲学)教員)
第12回	シナリオ作成グループワーク②
第13回	シナリオ作成グループワーク③
第14回	刑事裁判の基礎とシナリオの講評 (青森県内の弁護士)
	シナリオ作成グループワーク④
第15回	シナリオ(被告人質問)上演

この講義では、前半で隣接領域や実務に関して外部講師のレクチャーを受ける。そして、後半では、模擬裁判のシナリオ作りに取り組む。シナリオ作成はワークシートを用いてグループごとに行われる。最後に実務家からの

アドバイスをを受けてシナリオに修正を加え、完成させたシナリオを上演する。

4) ラボバス・プロジェクト「模擬裁判教室」

弘前大学教育学部では、「教育力向上プロジェクト」(通称「ラボバス・プロジェクト」)を5年間に渡り展開してきたが、「模擬裁判員裁判体験による法教育入門」(社会科教育部門)は、その一環と位置付けられる。

これまで延べ17回に渡り、青森県内の中学校・高等学校・公民館などに出向いて行われている。中学・高校では、基本的に50分の授業を2時限分使い、最初の1時限は裁判や裁判員制度に関する基本的な事項をクイズ形式で解説した後、生徒も配役に加わってもらいながら模擬裁判を上演する。そして残りの1時限では、グループに分かれて模擬評議を行い、その結果をグループごとに発表させ、最後に質疑応答を経て終了する。

5) 学生サークル teens&law の活動

弘前大学公認サークルの teens&law は、大きく teens 部門と law 部門に分かれており、このうち law 部門が模擬裁判員裁判を担当している。

学生は、一定のテーマを設定し、そのテーマに沿ってシナリオ原案を作成する。そして、教員や地元の実務家のアドバイスを仰ぎながらシナリオを完成させ、毎年10月下旬に行われる弘前大学総合文化祭において上演する。当日は、来場者から裁判員を募り、シナリオ上演後模擬評議を行う。

(3) 「仮想」裁判員経験を通じた学生の変化

これまで述べてきた活動の中でも、とりわけ裁判員裁判の傍聴は、バーで仕切られてはいるものの現実の被告人と空間をともにすることになるため、インパクトの強い体験となる。さらに、その後に行われる模擬評議で

は、目の前で見えてきた被告人を裁くことを体験することになる。いわば裁判員を仮想体験するのである。その体験を経た学生は、とくに刑罰に関して、その考え方に大きな変化を生じているようである。ここでは、とくに学生の刑罰に対する考え方に裁判傍聴から模擬評議に至る一連のプロセスがどのように影響を与えているかを見てみたい。

これまで模擬評議は5回開催され、23人の学生が参加している(延べ人数では29人)。模擬評議に参加した学生を対象に、裁判傍聴や模擬評議への参加が刑罰に関する考え方に変化をもたらしたか否かについても追跡調査を行った。協力してくれた学生は13人である。

まず、裁判員裁判を傍聴する前の刑罰の考え方については、「応報のみ」あるいは「応報、一般予防、特別予防のすべてが含まれるが応報が最も強い」と答えた者が13人中10人であった。参加者の大半が刑罰は応報が中心であると考えていることが分かる。

裁判傍聴・模擬評議を通じて、13人中9人がその考え方を変化させている。興味深いのは、変化を生じた9人中7人が傍聴前に刑罰は「応報のみ」ないし「応報中心」であると考えていた学生であった。つまり刑罰は応報を軸に考えるべきとしていた学生の7割が刑罰観を変化させているのである。しかも、7人とも多かれ少なかれ特別予防的観点を重視すべきであるという刑罰観にシフトしている。全体を見ても、考え方を変化させた9人全員が特別予防的観点を重視すべきと考えるようになっているのである。ちなみに、裁判傍聴前に特別予防を重視すべきと考える学生は皆無であった。

次に、どの時点で刑罰観が変化したかであ

るが、裁判傍聴時が3人、裁判終了後から模擬評議に入る前までが2人、模擬評議時あるいは模擬評議終了時が4人であった。裁判傍聴時に変化した学生は、その理由について、「被告人の生い立ちなどが明らかにされるにつれ、本人にすべて負わせていいのかと思った。」「犯罪者は処罰されて当然と思っていたが、犯罪者は極悪人ばかりではない、ちょっとした拍子に犯罪をしていることが分かった。そういう人たちには社会復帰をして欲しいと思った。」と述べている。現実には被告人を見て、具体的に事件に至った背景を知ることによって、刑罰観に揺らぎを生じている。これが、刑罰観の変化を生んだ一つの要因であると思われる。また、模擬評議直前に考え方に変化が生じた学生は、「いざ評議に臨む際に、人の人生を左右する責任感が生まれ、『どうすればよくなるか』『どうしてこうなるのか』を考えるようになった。」と答えている。実際に目の前で見てきた被告人の将来を決めるという体験は、擬似的なものとはいえ学生に人を裁くことの重大性を実感させるものとなっているようである。そのことも刑罰観に影響を与えていると見ることができる。さらに、模擬評議時から終了時に掛けて変化した学生は、「裁判を傍聴しているときに、被告人がやったことを強く後悔して泣いて反省していた。応報的な罰よりも、どのくらいの罰なら更生するかなと考えるようになった。しっかりとこのことを考えることが出来たのは、模擬評議のとき話をしている中で。」

「刑罰を決めるときに、家族の中で起きた犯罪だったので、家族の意向を踏まえようと思った。執行猶予を付ける／付けないという議論をしている際、『病院に行きたい』という被告人の言葉を思い出して、被告人を更生さ

せるにはどうしたらいいかを考えるようになった。」「評議をしていく中で、犯罪は仕方ない部分があると思った。間違っことをしてしまった人が社会に戻ったときの居場所のことや、更生させるために刑務所で何を教えるかを考えるようになった。」と答えている。これらの回答からは、実際に被告人にどのような刑罰を科すのが相応しいかを議論していく中で、「被告人の更生」という視点が学生の中で大きな地位を占めるようになっていくことが分かる。このように、実際に被告人の姿を法廷で見て、その事件の背景事情などを具体的に知ることによって、事件そのものが単純なものではないことを知り、模擬評議を通じて被告人に対する刑罰を考えることで、抽象的観念的な思考のみでは刑を科すことができないことに学生は気付いている。つまり、裁判傍聴から模擬評議に至る一連のプロセスを経験することが、学生の刑罰観に大きな影響を与えているのである。

ただ、この結果に対しては一つ留保が必要になる。この追跡調査は、インタビュー形式で行ったのであるが、刑罰観に関しては、事件の性質によって左右される可能性があることを示唆する発言も多かった。先ほど挙げた感想の中の「家庭内で起こった犯罪だったので」「犯罪者は極悪人ばかりではない」という発言がそれである。前者に対して、もし被害者が家族ではなくまったくの第三者であり、その被害者が厳罰を求めていたら刑罰の考え方は変わる可能性があるのかという問いに対して、当該学生は変わる可能性が高いと答えている。また、後者の発言をした学生には、被告人を極悪人であると感じれば、刑罰観に変化は生じるかと尋ねたところ、変化する可能性があるかと回答している。つまり、

学生の刑罰観は絶対的な尺度ではなく、事件の性質によって大きく揺らぐ可能性が残されているのである。

(4) おわりに

これまで、弘前大学における取組を紹介した上で、その中で本研究課題に密接に関係する裁判傍聴・模擬評議の体験が参加者の刑罰観にどのような影響を与えるかについて考察を加えてきた。再三述べているように、模擬評議自体の実施回数が少ないため、現時点で得られた結論はいまだ十分なものとは言えない。しかしながら、よりリアリティのある裁判員の仮想体験が刑罰観に何らかの影響を与える可能性があることは、現時点で得られている結果からも十分に推測できる。今後も、これまでの取組を進めることと並行して裁判傍聴・模擬評議を重ね、それらが学生の刑罰観にどのような影響を与えているのかを、引き続き調査していきたい。

4.2. 第1, 2回事例研究会および文献調査等を踏まえたディスカッションのまとめ

(1) 現行法では、刑罰は、基本的には刑務所に入るか・入らないかという選択しかない。

この中間があっても良いのではないか。

また懲役と禁錮を比較した場合、懲役の方が重い。これは時代錯誤である。何もすることがないというのがもっともつらい。従って重罰を課す場合、何もさせないという期間がまず一定期間あり、その後、労働を伴う刑罰に移行するという順序が良いのではないか。

(2) 懲役刑の場合、どのような労働に就くか、その労働が社会復帰に役立つのかどうか、またその労働から生じる成果が社会から求められているかどうかが重要である。例えば矯正展などで見る作品が、それに合っていない

いのではないと思われることがある。

懲役下の労働も、働いた結果、感謝されるという機会を持てるようにしなければならない。

(3) 社会復帰に役立つ労働、すなわち社会から求められる労働ならば、低賃金である必要はなく、労働市場の水準で賃金を得ることができる。人手不足の職種では歓迎されるのではないだろうか。

低賃金・単純労働では社会復帰に繋がらない。逆に障害者の仕事を奪っている現状もある。労働により得た賃金から税を払い、社会保険を支払うことができるようになったということは、自立できたということである。この感覚・気持ちを持つことは重要である。

人手不足の状態にある仕事とは、例えば介護の現場・耕作放棄地、山林の間伐作業また季節的には、除雪作業なども社会的ニーズのある労働である。

(4) そのためには、更生に繋がるように刑務所に入るか・入らないかという区分のみではなく、その中間の形態を設け、刑罰を多段階化・多様化することが考えられる。そして多様化した刑罰について、社会全体でその意義を共有していくことが必要である。

具体的には、現行の刑務所生活と一般社会生活との間に、もう一つの拘束場所・機関を設けることにする（仮に準刑務所と呼ぶ）。ここでは、刑務所よりは緩い隔離と拘束があると同時に、相当程度一般社会に近い状態で生活し、更生に励むことができるようにする。

ただし隔離と拘束を緩めるので、刑罰の一形態として逃亡などに備え I C タグの装着等が義務付けられる。新しい刑務所の形態である P F I の活用とは異なり、そもそも刑罰が異なるという考え方である。

相当程度実社会に近い状態ということは、労働の在り方も、できるだけ実社会と同じにすることになる。従って労働の場も一般社会と同じ土俵とし、競争の原理が働くようにする。

準刑務所の経営形態についても検討が必要になる。民営化の要素をもちこむ一方で、長時間労働にならないように労働の場の監視が必要であるが、労働関係の監督局の管理対象にすることで解決できるのではないか。これにより、国家の財政や社会が負担する費用の軽減も期待できる。

(5) 罰の多様化を考える試案

禁固・懲役・半懲役・加重執行猶予・社会奉仕+執行猶予・執行猶予+閉門蟄居もしくは所払い・単純な執行猶予という多段階化が例として考えられる（これらの言葉は 吟味が必要である）。

1) 半懲役

刑務所より緩い状態で自由を拘束するとともに、労働に従事し、一般と同じ賃金を得た上、収入から税等を徴収する。年金にも加入する。社会復帰への準備である。

例えば 薬物常用の場合、薬物が入手できないように隔離した中で半懲役とする。その期間は、完全に薬物の影響をなくすため、長くする。もしくは不定期にする。

2) 加重執行猶予

曜日を決めて（例 土曜日・日曜日のみ）刑務所に入る。従来の懲役刑では 刑務所にいる間に 当人の持っていた技術・技能が陳腐化する。それでは社会復帰を阻害することになる。技能・技術を陳腐化させない方法でもある。

3) 社会奉仕+執行猶予

一定期間社会奉仕の義務付け（例 海岸

清掃 被災地での支援作業など）。

当人の生活の本拠から通える場所での社会奉仕労働とする。

4) 閉門蟄居・所払い

移動の制限である。自宅軟禁もこれにあたるし、反対に特定場所への立ち入りの制限もこれにあたる。

いずれも拘束度を緩める一方で、刑の全体の期間を長くすることがあっても良い。ある意味重罰化である。また単純に自由の拘束時間を長くするのではなく、時間の経過とともに自由度がおおきくなる可能性を持たせる。

自由度を変化させる（例えば半懲役から加重執行猶予に処遇が変わる時）場合、刑務官の他に労働の場の管理者も評価に加える。

仮に死刑を廃止し、終身刑にした場合や、無期懲役の場合でも、禁固→懲役→半懲役（終身刑はここまで）と変化していく道を用意すべきである。

(6) 仕事をしながら罪を償う

犯罪によっては、犯罪を起こした者の能力・技能などを生かしながら、罪を償う方法もあっても良いのではないか。例えばインサイダー取引などの経済犯罪の場合、罰金額を大幅にアップする（儲けた・儲けさせた額の倍以上）一方で、従来の仕事に何らかの形でかかわらせながら、罪を償っていく方法があっても良いのではないか。同様なことは、刑法上の犯罪ではないが、欠格条項に該当し資格の制限をする場合でも、その専門の仕事に携われなくなり、生活が破たんし、ついには残りの人生を全く棒に振ることを回避させるため、一方で制限期間は生かしながら、その知識経験を活かすことができる処分の仕方を検討することも、価値があるのではないか。

例えば弁護士の資格を停止される場合でも、弁護士補助員(?)として、弁護士過疎地で周辺業務に携わり、知識の陳腐化を回避しながら、一定期間罪を償い、期間経過とともに、復帰できる道を用意する仕組みがあっても良いのではないか。

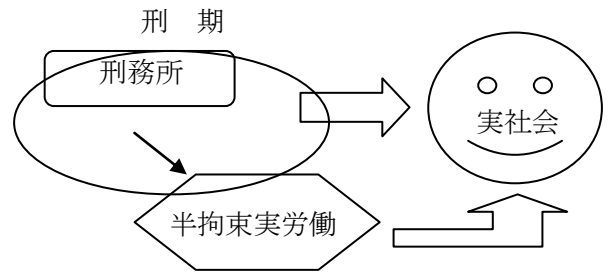
今回のテーマ研究のために実施した模擬裁判の事例の場合も同様である。危険運転致死という重大犯罪ではある。しかしそこに至った背景を考えると、単純に重罰を科すことは、被告の家庭を崩壊させ、認知症の母親の面倒を見る人がいなくなる状態を惹起する。また重罰＝長い懲役で被告は大工としての技能を失い、出所しても生活できなくなる。

(7) 被害者の応報感情にどのように応えるかということも検討しなければならない。

- 1) 一定の重罰化は被害者の感情の緩和に有効かもしれない。しかし単純な重罰化は更生には繋がらない。
- 2) 現刑法では、重罰化は刑期を長くすることしかできないが更生を考えると、「(5) 罰の多様化を考える試案」で述べたような、刑罰の多様化と一体で検討し、真の更生に繋がるような、新たな罰の課し方を検討する必要がある。
- 3) 結果として、重罰化に伴う財政負担の増加を回避することにもなる筈である。
- 4) 被害者のサポートを充実するために、経済犯罪(脱税も)に対する罰金は大幅にアップし、その罰金を被害者サポートの財源とすることで、財政負担の増加をとまなわない、被害者救済の仕組み(臨床心理士他による精神的ケアや、生活自立サポート)を設けることも考えられる。勿論新しい刑罰により経済的効果、“300万のパンを万引きして逮捕、裁判を受け、6ヶ月服役したら130万円の

税金を使う”という、その130万円からの減少分が、被害者救済の原資ともなる。

(8) 新しい罰の概念図



1) 不定期刑は、多様化・多段階化との組み合わせの中で検討されても良い。

2) 民営化やPFIは、主にこの半拘束実労働の場を対象にする。

(9) 裁判員が被告の更生に関心を持って量刑を考えているということに対して、現行法では、所詮保護観察付の執行猶予という決定しかできない。

刑罰の目的の一つに、罪を犯した者を更生させるということがある。そうであるなら、有罪か有罪でないかを議論し、更には、この被告にはどのような刑を科すべきか、公判に最初から最後までかかわり、事件の背景・被告の生い立ちや生活環境・事件に至る経過を十分に理解した裁判官・裁判員が、更生を図るためには、どのような罰が適当であるかを考える広い選択肢があっても良いのではないか。

保護観察付の執行猶予という決定しかできない現状では、“刑罰の目的の一つに、罪を犯した者を更生させるということがある”という言い方は、所詮はお題目でしかない。このことは、司法が、裁判官が、罪刑法定主義に忠実であるというより、罪刑法定主義という言葉によりかかり、更生の問題を考えてこなかったことを意味するのではないか。

更生を考えて判決を下すなら、現行の罰体

系のみでは不十分と認識し、実効性のある新たな罰を真剣に考えるべきではないか（民事では裁判所に執行権があるが、刑事は行政に任せている）。

裁判員裁判により保護観察付執行猶予が増加したという現象を、このようにとらえるべきではないか。

5. 第3回事例研究会（13.5.11 青山学院大学）

5.1. 刑罰に関する意見交換（パネルディスカッション）

別添資料（反訳書）のとおり

5.2. 刑務所経験者の話を聞いて

(1) 元受刑者二名を仮にAとBに区別する。A元受刑者は岐阜刑務所の服役者。B元受刑者は島根あさひ社会復帰促進センターの服役者。一生縁もゆかりもないと思っていた元受刑者と、今回のように現場報告や質疑応答の機会を持つなど考えてもみななかったが……。そして、どのようなことになるのか、また、何をどう話せばよいのか、想像もできないまま出席した。しかし、会ってみると、極々普通の人に思えた。

A元受刑者が服役した岐阜刑務所は、非常に劣悪で重労働の多い即ち自由の拘束された最悪の刑務所だったという。そして、B元受刑者が服役した島根あさひ社会復帰促進センターという聞き慣れない名前は、PFI刑務所と言って、民間企業の資金で運営されているのだという。こちらは復帰のための訓練プログラムも行き届いていて、満足して服役できたという。

さて、ここで私が初めて知ったのは、受刑

者が入る刑務所は一律ではないこと、即ち犯した反社会的行為の種類によって決まるということだった。従って、誰しもがPFI方式の刑務所には入れるわけではなく、事件性も軽く初犯で十分更生の見込める受刑者のみとのこと。岐阜刑務所のような劣悪な刑務所は、それなりの重大な罪を犯した者が罪を償うために服役する所と知り納得した。

取り敢えず、今回会った二人の元受刑者は更生し、普通の生活を送っているようなので、ほっとした。

思うに、今後、PFI方式の刑務所で実施されている更生プログラムが、他の刑務所にも広がっていくのか、単なる実験で終わるのか、非常に興味深いと思った。

(2) 裁判員制度ができる時、専門的知識のある人たちで行われている裁判に一般人が関わることができるか疑問に思い、反対する気持ちが強かった。

私は、十五歳上の兄の影響で、中学生の頃から裁判や犯罪に関心があった。正木ひろし弁護士が存在、特に、丸正事件は有罪確定後、正木氏が他の人による犯罪だと考え、実名を出し、相手に名誉毀損で訴えさせ、民事裁判をしたことは印象に残っている。

事件が起こる（犯罪）→取り調べ→起訴→裁判→判決→受刑→出所の流れは言葉として知っている。裁判員制度は導入理由として「国民の視点、感覚が裁判の内容に反映される」とある。一連の流れを知り、各問題点を考えるよい機会を得られたと思っている。

マザーハウスの方（A）の話を聞き、再犯の多さ（50%以上）にまず驚いた。様々な理由で罪を犯すその中に、生活弱者によるものが多いことも知った。刑務所での「更生」とは名ばかりの状態で出所後、社会復帰の難

しさ。受刑者たちの社会、家族、周囲の人たちのサポートの不十分さは、更生への道を閉ざし、再犯へと繋がっていく。

刑務所での生活の一端を聞き、犯罪抑止のための教育、環境が整っていないということにまた驚く。

「犯罪」を抑止するためには、一連の流れのどこにでも問題があることが分かってきた。ハウスの人たちは出所者が社会で生活できるよう支援しているが、民間の少数の人たちの支援だけでできることではない。では、私たちはどう支援できるのか。難しい問題である。

取り調べの可視化、名張毒ぶどう酒事件、布川事件など現在の科学による検証により冤罪をなくし、判例による判決ではなく被告の事情も考えた罪の償い方を考慮する、被害者への配慮を十分にするなど、裁判員制度を通じ問題点が見え、犯罪をなくす（減らす）ことへの道が開け、国民が多少とも司法を知ってきたことはよかったと思っている。

- (3) その人達は、私の身近で見かける人達と何ら変わったところはなかった。一人は少し早口だが柔らかな物腰で、もう一人はポニーテールのおしゃれな中年男性だった。

2013年5月11日、青山学院大学で刑務所生活を経験した人の話を伺う機会があった。驚いた。出所者＝目付きが陰しく独特の雰囲気を持っている人だと勝手に思いこんでいた。これを世間では偏見と呼ぶ。私はまさに偏見に囚われていたのだ。

彼らの話は、受刑者にいかに多くの税金が投入されているか（1人の受刑者に年間約300万円）、受刑者同士は会話さえ禁じられているのにもかかわらず、介護が受刑者に委ねられている現状、労働対価が時給50円に

も満たない低賃金。出所後の生活基盤としては到底不足だろう。そして、数万円の現金を手に出所後数日間で使い果たし、また犯罪に手を染め、刑務所に戻るパターンはありふれたものらしい。受刑者に多額の税金が使われているのならば、その何割かでも社会復帰支援に当てられないものだろうか。

罪を犯し罰を受け、再び社会に戻ってくる人達が、この生き辛いと言われている場所で、また罪を犯すことなく社会生活を営めるよう私達ができることは何だろう。

昨年12月、福岡市に資源リサイクル業を主とする株式会社が設立された。出所者を雇用し、社会復帰を支援する会社である。就労・宿泊場所の提供、道徳や資格取得に向けた教育を行う。ユニークなのは社員寮で各人が猫を飼い、相手を思いやる心を育む教育。社長は、社会貢献できることが配当であり、もし犯罪のない世の中に向かえば、株主を含む社会全体の利益になると言う。本来ならばこの事業は、服役中および出所後のプログラムとして国が行うべきものであろう。

裁判員制度が始まり、裁判員として裁判に参加する機会は誰にでも訪れる。その時、人を裁くということは、裁かれる人の人生に深く関わっていくのだという覚悟を持ち、その場に臨むべきであろう。そして、服役後の彼らと関わる時には、想像力が必要であると考える。出所した人は社会の一員であり、その人が私達の友人・家族と思うならば、手を差し伸べるのに勇気は要らない。弱い立場の人が住みやすい社会こそ、全ての人が住みやすい社会であるはずだから。

6. おわりに

百聞は一見に如かずというが、まさにその通りであったのが、囚人として刑務所生活を直接体験した二人の話であった。一人は、PFI刑務所の収容経験者であった。PFIの素晴らしさに感心させられた。われわれとしては、PFIの欠点や限界を聞いたかったのだが、そこが聞けなかったのは、残念と言うべきか、もっとPFIの拡大を進める運動をすべきなのか、困惑を覚えた。もっとも、PFIも比較的軽い罪のしかも初犯者に収容を限定するなどの物理的限界を持っていることは確かなので、PFIを拡大するにしても、その突破がまず必要とされる。

刑務所の経済学は、刑務所における費用対効果を考えさせられる。それは、数少ない看守により多くの囚人を監視させるという意味では決してない。そのような方法は、囚人に興味を持たせない単純な反復行動をさせる（そうしないと監視が難しい）だけの話である。刑務所は受刑者の矯正教育という大事な側面を持っており、それをなおざりにすることは決して効果のある方法とは言えない。矯正教育が成功することは、犯罪を繰り返す人の減少に繋がり、犯罪の減少は、刑務所費用の低下につながる。それが本当の費用対効果である。

諸外国の例も参考になった。アンドレア・ベルトラ氏の「堀の中のビール工場」には感心させられた。刑務所における作業の特徴の1つは、じっくり時間をかけられることだ、それが商品の差別化になり、ビールの販売の自由競争に勝つ、という考え方は非常に面白かった。

発達障害と司法は非常に重い問題であった。この解決のためには、刑罰の本質について更に深い検討が必要になろう。犯罪と刑罰

について色々と調査し、議論してきたが、むしろ混迷が深まった感もなきにしもあらずである。

しかし、市民とくに裁判員経験者との議論を通じ、実感したのは、犯罪者を裁くことのみならず、その後の更生に関する関心の強さであった。これこそわれわれが学ぶべき点であると感じた。

われわれの調査研究は、決して一定の結論を得たとは言い難い。しかし、試行錯誤の中にあっても、われわれの討論は将来のあるべき刑罰について、多少のヒントを示しているのではないかと自負している。

以上